



2021年12月10日

各位

会社名 株式会社 物語 コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 加藤 央之
(コード：3097 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 財務・成長戦略担当 津寺 毅
(電話番号 0532-63-8001)

第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月8日に「第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」において開示いたしました「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項」の一部変更について割当先のAAGS S1, L.P.と本日合意いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行要項の変更理由

当社の2021年6月期第4四半期決算(2021年4月1日～2021年6月30日)および2022年6月期第1四半期決算(2021年7月1日～2021年9月30日)において、2四半期間連続して営業損益が損失となったことにより、資金償還のリスクを回避し、当社の財務内容も考慮したうえで、発行要項を一部変更いたします。

2. 発行要項の変更内容

<変更前>

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2024年3月3日

(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(以下に定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の2021年6月期以降の単体又は連結の通期又は四半期の損益計算書に記載される営業損益が2四半期間連続して損失となった場合、又は、当社の2021年6月期以降の各事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結の通期又

は四半期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結の通期又は四半期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

<変更後>

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2024年3月3日

(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(以下に定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の2021年6月期以降の単体又は連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2021年6月期以降の各事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

以 上